

## 水質基準等の見直し (H27. 4. 1施行)

### 【水質基準項目】

項目	旧基準値	新基準値
ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	0.03 mg/L以下
トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	0.03 mg/L以下

### 【水質管理目標設定項目】

項目	旧目標値	新目標値
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/L以下	0.08 mg/L 以下

### 【要検討項目】

項目	旧目標値	新目標値
フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2mg/L以下 (暫定)	0.01 mg/L以下

## 農薬類の目標値の見直し (H27. 4. 1施行)

### 【対象農薬リスト掲載農薬類】

項目	旧目標値	新目標値
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L以下	0.03 mg/L以下

### 【要検討農薬類】

項目	旧目標値	新目標値
ホサロン	—	0.005 mg/L以下

### 【その他農薬類】

項目	旧目標値	新目標値
ピラゾスルフロンエチル	0.1mg/L以下	0.03mg/L以下

## 農薬類の目標値の見直し (H28. 4. 1施行予定)

### 【対象農薬リスト掲載農薬類】

項目	現行目標値	新目標値
アシュラム	0.2 mg/L以下	0.9 mg/L 以下
ジクロベニル	0.01 mg/L以下	0.03 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	0.003 mg/L以下
トリシクラゾール	0.08 mg/L以下	0.1 mg/L以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L以下	0.01 mg/L以下
マラチオン	0.05 mg/L以下	0.7 mg/L以下

※パブリックコメント：H27.9.11～H27.10.13

### 【検査法】

- ・ホルムアルデヒドの検査法として、誘導体化－LC法及び誘導体化－LC/MS法を追加
- ・標準液及び混合標準液に関して、国家計量標準にトレーサブルなものの使用を認める規定を追加

## 浄水処理対応困難物質

### 新たなカテゴリーの設定

水道水源の上流で対象物質を  
水道水源に排出する可能性のある事業者等に対し、  
水道水源に排出された場合、  
水道水質事故の原因となることを知らせ、  
注意を促すことが重要！



水道事業者のみならず、排出側を含めた関係者が  
対象物質に対して注意を払うことを目的として、  
新たに「**浄水処理対応困難物質**」というカテゴリーを設定

「浄水処理対応困難物質」の設定について  
(平成27年3月6日健水発0306第1～3号課長通知)

## 対象物質の要件

通常の浄水処理により  
 水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質  
 のうち人の健康の保護に関する項目  
 に該当する物質を高い比率で生成することから、  
 万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応  
 が困難な物質



- ・ 水質基準又は水質管理目標設定項目のうち性状に関する項目（臭気等）
- ・ 要検討項目  
 に変化する物質は対象外

## 対象物質リスト

物質	生成する水質基準等物質	備考
ヘキサメチレンテトラミン (HMT)	ホルムアルデヒド (塩素処理により生成)	水濁法指定物質 PRTR第1種
1,1-ジメチルヒドラジン (DMH)		PRTR第1種
N,N-ジメチルアニリン (DMAN)		PRTR第1種
トリメチルアミン (TMA)		
テトラメチルエチレンジアミン (TMED)		
N,N-ジメチルエチルアミン (DMEA)		
ジメチルアミノエタノール (DMAE)		
アセトンジカルボン酸	クロロホルム (塩素処理により生成)	
1,3-ジハイドロキシシベンゼン (レゾルシノール)		
1,3,5-トリヒドロキシベンゼン		
アセチルアセトン		
2'-アミノアセトフェノン		
3'-アミノアセトフェノン		
臭化物 (臭化カリウム等)	臭素酸 (オゾン処理により生成)、 ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメ タン、プロモホルム (塩素処理により生 成)	

## 対象物質の取り扱い

### (1) 排出側での管理促進

- ①水道事業者等は、他の水道事業者等及び関係行政部局等と連携して、**水源における流出のおそれの把握**に努めることが必要。
- ②「浄水処理対応困難物質」を水道水源に排出する可能性のある事業場が水道水源の上流にある水道事業者等は、排出側での未然防止が図られるよう、当該物質が**浄水処理では対応が困難である旨を環境行政部局、関係事業者等に情報提供**
- ③万が一、当該物質が水道水源に流入した場合には、原因者から環境部局及び関係する水道事業者等に速やかに**連絡する体制が構築されるよう関係者との連携を。**

## 対象物質の取り扱い

### (2) 水質事故把握のための体制整備

- ・ 水源を共有する水道事業者等との連携
- ・ 関係行政部局や研究機関との連絡体制の強化
- ・ 実施可能な措置及び役割の明確化
  - **事故発生時の状況を正確かつ迅速に把握できる体制の整備**
- ・ 「浄水処理対応困難物質」は、当該物質の副生成物である水質基準等物質を検査することにより検知可能
  - 新たに定期的な水質検査の対象に加える必要はない。

## 水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方

近年の水質事故の経験も踏まえ、断水による影響も考慮し、**摂取制限等の対応を行いつつ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう**、考え方を示す

### 検討状況

水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方は、水道水への信用問題に波及しかねないものであり、また、水道事業者の水道水への安全確保に対する取り組みを後退させるものであってはならないことから、有識者、水道関係団体及び水道利用者等から幅広く意見を聴取し、水質基準逐次改正検討会等の場で慎重に検討を進めているところ。

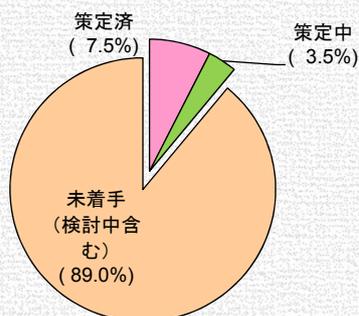
#### 【ヒアリング対象】

- 日本水道協会
- 全国簡易水道協議会
- 全日本水道労働組合
- 全日本自治団体労働組合
- 水道運営管理協会
- 全国上下水道コンサルタント協会
- 全国ビルメンテナンス協会
- 主婦連合会
- 全国地域婦人団体連絡協議会

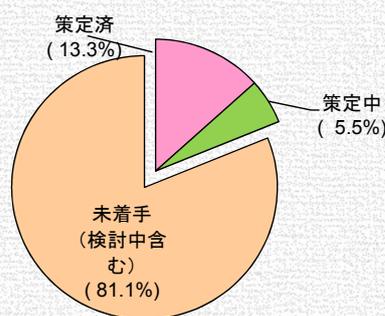
## 水安全計画の策定状況

- 国は、水源から給水栓に至る全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行う水道システムの管理手法として水安全計画の策定を推奨し、平成20年5月に水安全計画策定ガイドラインを策定・周知。
- 平成26年3月末時点における策定率は、策定中を含めても、全体で1割、簡易水道事業のみを経営する事業者ではわずかに1.6%。

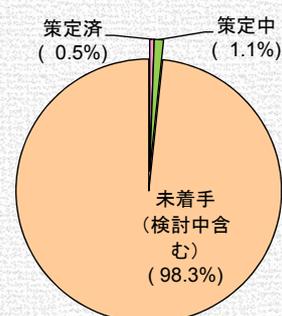
特に小規模な事業者の策定が進んでいない。



全事業者



上水道事業、又は  
用水供給事業を経営



簡易水道事業のみ経営

## 策定促進に向けた国の取組

- 水安全計画未策定理由：人手不足、他の検討を先行、認知不足、策定手順が複雑
- 安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、水源リスクを把握することが必要。
- 水安全計画の策定手法が有効だが、策定率は1割。（平成26年3月末時点）
- リスク把握や水安全計画策定の負担感が大きく、効率化が必要。

中小規模の水道事業者等を念頭においた水安全計画策定支援方策が必要。

作成支援ツール簡易版の開発

## 地域水道ビジョンへの位置づけ

- 水道事業ビジョンの「推進する実現方策」において、「安全」分野の戦略的アプローチの基本的な取り組みの必須事項に、水安全計画の策定を位置づけ。
  - 水道事業ビジョン作成の手引き（平成26年3月19日付け健水発0319第4号）
- 都道府県水道ビジョンにおいて、都道府県内の水道事業者等の水安全計画の策定状況とりまとめ。
  - 都道府県水道ビジョン作成の手引き（平成26年3月19日付け健水発0319第3号）

# 水安全計画作成支援ツール簡易版の基本画面

本文(印刷範囲)

解説・マクロ実行ボタン

目次のインジケータール

この列には解説やマクロの実行ボタンが記載されています。

エクセルのマクロを有効にしてください。

01\_水安全計画の名称入力  
浄水場の名称がいいでしょう。

「印刷範囲」自動設定」マクロは印刷時に実行してください。

00\_印刷範囲の自動設定

マクロボタン

入力

水安全計画文書の名称を入力してください。(例:〇〇浄水場水安全計画 など)  
実施しない場合はそのままエンターを押してください。

〇〇町 〇〇浄水場  
水安全計画